

とすることなし、たまさかには他姓の人を養子とせることもあれど、其上今の武家の如く、全く父子の義に従ふはまれなり、故に多くは猶子と稱せしなり、當世公家にて猶子といふも、他姓の人を養はぬならひなれば、世數代數ともにかぞへらるゝ也、今の公家衆おれど、近き世のさまらにて古法、武家にては、賴朝將軍以來、大名諸家すべて所領を表にして、官位にはさまでか、はらぬ定なる故に、家督を專一とす、その故は、無官位にても、所領を傳領せる人は、幕府の所役に從ふ定なれば也、高山重忠、梶原景時などはさるべき大名なれど、一生涯無官位なるに、其子は父の在なれど、兵衛尉になれり、これにて官位にはさまでか、はらぬを見るべし、今の世にても、大廣間衆は無官位ながら、帝鑑間衆の下にたゝす、柳間衆は無官位にても、菊間衆の下に居らす、又萬石以上三千石以上五百石以上などいひて、家と祿とをむれとせし、官位は、其されば、血統の世數には、かかはらで、家督の代數をかぞふるを、武家の通例とすべし、こと更今の世には、血統ならぬ他姓の人をも養子として、家督を讓ること常のならひなれば、世數はかぞへられぬことなり、強而世數をかぞへんとすれば、代數は養家により、世數は實家によりてかぞへざればならざる也、さらば代數世數をかぞへたりとも、かけ合ざる事にて、無用なるうへに、さる作法は決してあるまじき也、この故に、世數をすて、代數によるを武家の通例なるべしと思ひよれるなり、官位にはよらで、家督をむねとすることを、よくく、味はふべし、平治物語に、義經を清和天皇十代の苗裔、は家督を繼ざりし故に、除けるにやと思はる、

〔代數考〕幾代の孫といへるに己をば除くや除かざるやの事

信名曰、諸書の記せる所兩様にして決し難きに似たりといへども、近代はすべて己を加へてかぞふるを通例とせり、もと兩様になれることは、幾代の孫、幾代の後胤とかける、之孫、之後胤といふ文字を重く見たると、軽く見たるとのたがひと見えたり、重く見たる方は、幾代を経たる孫といふ意にとりて、己を除き、軽く見たる方は、幾代めの孫といふ意にて、己を加へたるなるべし、但